

1. 件名 : 高浜発電所（1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉）の新規制  
基準適合性審査に関する面談について

2. 日時 : 令和2年8月28日（金）16時30分～16時55分

3. 場所 : 原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁 : 原子力規制部 地震・津波審査部門

小山田安全規制調整官、

永井主任安全審査官、菅谷技術研究調査官

関西電力株式会社（TV会議システムによる） :

土木建築室 地震津波評価グループ チーフマネジャー 他2名

原子力事業本部 原子力土木建築センター 課長 他2名

東京支社 技術グループ マネジャー

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から、本年8月20日に提出された高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の設置変更許可申請（津波警報が発表されない可能性のある津波への対策）に関する補正申請及びその補足資料として本年8月25日に提出された令和元年9月26日提出及び令和2年1月20日提出の設置変更許可申請との比較表に関する内容を確認した結果、以下のとおり、記載の改善を求める旨を関西電力に伝えた。また、合わせて、地盤調査位置図（1号炉であれば第1.6.1図）の位置付けを確認した。

- 第847回審査会合（本年3月12日開催）等で議論・確認をした、基準津波の策定のために設けた敷地における津波水位評価点に関する説明、具体的には、取水路防潮ゲートの開閉条件により、評価点の位置付けを整理した説明内容についての記載が見当たらないため、記載をすること。
- 上記を含め、「6.2.5.1 基準津波の選定方針」について、審査会合における議論を踏まえた適切な記載内容とすること。とくに、「施設影響が生じる波源がない場合」と「施設影響が生じる波源がある場合」とに書き分ける理由が読めるようにすること。
- 「取水路防潮ゲートの閉止判断基準（トリガー）」等、今回の申請内容に係る記載については、添付書類六だけではなく、本申請全般にわたって整合性を再度確認すること。

- (2) 関西電力は、(1)における改善事項について、その趣旨を確認するとともに、改善の上、再度補正申請をする旨の回答があった。また、地盤調査位置図の位置付けについても、確認の上、別途説明する旨の回答があった。

## 6. 参考資料

○高浜発電所 1～4号炉の設置変更許可申請書の一部補正：

本年8月29日受理

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/RTS/300000528.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/RTS/300000528.html)

○補正申請比較表等：本年8月25日受領資料（電子ファイルによる）

- ・ 高浜発電所 補正申請書（1号炉）
- ・ 高浜発電所 補正申請書（2号炉）
- ・ 高浜発電所 補正申請書（3，4号炉）
- ・ 図表集（地盤）
- ・ 図表集（津波）